

海事局で検討中の主な船舶の安全・環境基準について

【安全関連（問い合わせ先：安全政策課船舶安全基準室 TEL03-5253-8631）】

項目	概要（主要な改正点）	適用等	関係規則	備考
避難解析の対象船舶の拡大	<ul style="list-style-type: none"> 船舶の設計段階における非常時の脱出ルート of 混雑具合分析について、現行の RORO 旅客船に加えて、36 人を超える旅客船に要求する SOLAS 条約附属書 II-2 章の改正。 	<ul style="list-style-type: none"> 2020 年 1 月 1 日以後起工の RORO 旅客船及び旅客数が 36 人を超える旅客船に適用 	<ul style="list-style-type: none"> SOLAS 条約附属書第 II-2 章第 13 規則 	
ヘリコプター甲板の消防設備の強化	<ul style="list-style-type: none"> ヘリコプター甲板の泡消火設備の能力を強化する SOLAS 条約附属書第 II-2 章及び国際火災安全設備規則（FSS コード）の改正。 	<ul style="list-style-type: none"> 2020 年 1 月 1 日以後起工のヘリコプター甲板を持つ船舶に適用 	<ul style="list-style-type: none"> SOLAS 条約附属書第 II-2 章第 18 規則 FSS コード第 17 章（新設） 	
救命艇等の整備の適正化	<ul style="list-style-type: none"> 救命艇等の離脱装置の年次の点検・整備等は、主管庁に認可されたサービスプロバイダー及び製造者が実施するという新たな要件（決議）の新設及びこの要件を義務化するための SOLAS 条約附属書第 III 章改正。 	<ul style="list-style-type: none"> 2020 年 1 月 1 日発効見込み 	<ul style="list-style-type: none"> MSC 決議（新設） SOLAS 条約附属書第 III 章第 3 規則、第 20 規則 	
ボイラーの設置場所に要求される泡消火器	<ul style="list-style-type: none"> ボイラーが固定式局所消火装置で保護されている場合、135L の泡消火器の備付けを免除する SOLAS 条約附属書第 II-2 章の改正。 	<ul style="list-style-type: none"> 2020 年 1 月 1 日発効見込み 	<ul style="list-style-type: none"> SOLAS 条約附属書第 II-2 章第 10.5 規則 	

<p>ばら積み貨物船及び油タンカーの検査強化に関する国際コード (ESP コード) 非適用船の分割検査</p>	<ul style="list-style-type: none"> ESP コード非適用船の中間検査及び更新検査を ESP コード適用船の検査期間と調和し、分割検査を認める SOLAS 条約附属書第 XI 章の改正。 	<ul style="list-style-type: none"> 2020 年 1 月 1 日発効見込み 	<ul style="list-style-type: none"> SOLAS 条約附属書第 XI 章第 2-1 規則 (新設) 	
<p>船内騒音コードの適用</p>	<ul style="list-style-type: none"> 2018 年 7 月 1 日以後引渡しが行われた船舶で、建造契約日が 2014 年 7 月 1 日より前であり、かつ起工日が 2009 年 1 月 1 日以後の場合、船内騒音コード (A. 468 (XII)) を適用することを明確化するための SOLAS 条約附属書第 II-1 章の改正。 	<ul style="list-style-type: none"> 2020 年 1 月 1 日発効見込み 	<ul style="list-style-type: none"> SOLAS 条約附属書第 II-1 章第 3-12 規則 	
<p>液化ガス運搬船の船橋の窓に対する保全防熱性の要件</p>	<ul style="list-style-type: none"> 液化ガス運搬船の船橋の窓に A-0 級保全防熱性を要求する規定を削除する IGC コードの改正。 	<ul style="list-style-type: none"> 2020 年 1 月 1 日発効見込み 	<p>IGC コード第 3 章第 3.2.5 規則</p>	
<p>ESP コードの改正</p>	<ul style="list-style-type: none"> 二重船側構造ばら積貨物船の精密検査・板厚計測の対象範囲を明確化するための ESP コードの改正。 	<ul style="list-style-type: none"> 2018 年 7 月 1 日発効見込み 	<p>ESP コード</p>	

非損傷時復原性コードの改正	<ul style="list-style-type: none"> 揚錨作業船、曳航及びエスコート作業船、吊上げ作業船の非損傷時復原性基準及び復原性資料に関する推奨事項を追加するための2008年非損傷時復原性コード（2008 IS コード）の改正 	<ul style="list-style-type: none"> 2020年1月1日発効見込み 	2008 IS コード	
区画と損傷時復原性要件の改正	<ul style="list-style-type: none"> SOLAS 条約附属書第 II-1 章で規定されている区画と損傷時復原性要件の改正。主な改正内容は以下のとおり。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 旅客船の要求区画指数 R 2. 二重底に設けられるウェル 3. 貨物船の船首隔壁弁へのバタフライ弁の使用 4. 旅客船に対する損傷制御訓練の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 2020年1月1日発効見込み 	SOLAS 条約附属書第 II-1 章	
36人以下の旅客を運送する旅客船の防火窓	<ul style="list-style-type: none"> 36人以下の旅客を運送する旅客船において、乗艇場所等に面する窓に A-0 級の保全防熱性を要求する SOLAS 条約附属書第 II-2 章の改正。 	<ul style="list-style-type: none"> 2020年1月1日発効見込み 	SOLAS 条約附属書第 II-2 章第 9.4.1.3 規則	
車両積載区域に適用される要件	<ul style="list-style-type: none"> 車両が SOLAS 条約附属書第 II-2 章第 19 規則「危険物の運送」及び IMDG Code の適当な要件に適合している場合で、かつ貨物区域内を自走しない場合においては、当該貨物区域に対して SOLAS 条約附属書第 II-2 章を適用する必要がある旨を明確化した同規則の改正。 	<ul style="list-style-type: none"> 2020年1月1日発効見込み 	SOLAS 条約附属書第 II-2 章第 20 規則	

IGF コードの改正	• IGC コード第 3 章第 3.2.5 規則の改正に伴い、船橋甲板より上方の窓に A-0 級全防熱性を要求する規定を削除する IGF コード第 11 章の改正。	• 2020 年 1 月 1 日発効見込み	IGF コード第 11 章第 11.3.2 規則	
------------	--	-----------------------	--------------------------	--

【危険物関連（問い合わせ先：検査測度課危険物輸送対策室 TEL03-5253-8639）】

項目	概要（主要な改正点）	適用等	関係規則	備考
液化化学薬品ばら積船に積載できる物質の追加	<ul style="list-style-type: none"> 「長鎖アルキルフェノール(仮称)」他の危険物の運送基準等を定める。 	<ul style="list-style-type: none"> 告示の公布日 	<ul style="list-style-type: none"> IBC コード MEPC. 2/Circ. 21, 22 	
IMSBC コードの改正	<ul style="list-style-type: none"> 固体ばら積みの海上運送における新規物質の運送要件や試験方法等を追加し、一部既存物質の運送要件の見直し等を定める。 	<ul style="list-style-type: none"> 2019 年 1 月 1 日発効見込み 	<ul style="list-style-type: none"> IMSBC コード 	

【環境関連（問い合わせ先：海洋・環境政策課環境渉外室 TEL03-5253-8636）】

項目	概要（主要な改正点）	適用等	関係規則	備考
極海コードの新設	<ul style="list-style-type: none"> ・油及び油性混合物の排出を原則禁止 ・貨物油タンク等の保護要件の強化 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・排出規制については、2017年1月1日以後に極海を航行する船舶が対象 ・構造要件については、2017年1月1日以後に建造される船舶であって極海を航行する船舶が対象 	<ul style="list-style-type: none"> ・MARPOL 条約附属書 I ・MARPOL 条約附属書 II ・MARPOL 条約附属書 IV ・MARPOL 条約附属書 V 	
スラッジタンク要件改正	<ul style="list-style-type: none"> ・スラッジタンク排出管に関する要件の明確化 	<ul style="list-style-type: none"> ・2017年1月1日より適用 ・2017年1月1日以前に建造された船舶は、2017年1月1日以後に行われる船舶の最初の更新検査日以前に適合すること 	<ul style="list-style-type: none"> ・MARPOL 条約附属書 I 第 3 章 第 12 期測 	
燃料油の硫黄分濃度の上限値の改正	<ul style="list-style-type: none"> ・一般海域において使用する船舶の燃料油の硫黄分濃度の上限値を改正(3.5%→0.5%)。 	<ul style="list-style-type: none"> ・2020年1月1日又は2025年1月1日より適用 	<ul style="list-style-type: none"> ・MARPOL 条約附属書 VI 第 3 章 第 14 期測 	